

四日市市調達公告

下記の公有財産売却について、一般競争入札に付するので、四日市市契約施行規則（昭和 39 年四日市市規則第 12 号）第 23 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 9 月 11 日

四日市市長 森 智 広

記

1. 一般競争入札に付する物件

区分番号	物件名称	予定価格	入札保証金
物件 7-1	塵芥車（三菱キャンター）	300,000 円	30,000 円
物件 7-2	塵芥車（いすゞエルフ 1）	300,000 円	30,000 円
物件 7-3	塵芥車（いすゞエルフ 2）	300,000 円	30,000 円

2. 参加資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号に該当すると認められる方
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する方
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員
- (4) 日本語の完全な理解ができない方
- (5) 四日市市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始決定又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始決定がされている方
- (7) 四日市市から入札参加資格停止を受けている期間中の方
- (8) 四日市市が賦課徴収する税を滞納している方
- (9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

3. 入札の参加申し込みに関する事項

(1) 参加仮申込み

入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）の提供する KSI 官公庁オークションのシステム（以下、「売却システム」という。）により、令和 7 年 9 月 29 日（月）14 時までに仮申込み手続きを行うこと。

(2) 参加本申込み

参加仮申込み完了後、令和 7 年 10 月 8 日（水）までに所定の申込書に必要書類を添付の

うえ四日市市総務部調達契約課に入札の参加を申し込むこと。

4. 入札手続き等に関する事項

(1) 入札の期間

令和7年10月14日(火)13時から令和7年10月21日(火)13時まで

(2) 入札の方法

ア. 売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しかできない。

イ. 郵送または持参による入札書の提出は認めない。

(3) 開札の日時

令和7年10月21日(火)13時以降

(4) 開札の方法

売却システムにより行う。

5. 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。納付手続きは売却システム上で行うものとする。

(2) 入札保証金の充当

落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 入札保証金の返還

落札者以外の入札保証金は、入札終了後全額返還する。

6. 現物説明会

参加希望者は令和7年9月19日(金)15時までに総務部調達契約課まで電話予約すること。

(1) 日 時 令和7年9月25日(木)、26日(金) 14時～15時30分

(2) 場 所 北部清掃事業所(四日市市垂坂町1587)

※予約者がいない場合、現物説明会は行わないので必ず予約のうえ参加すること。

7. 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

8. 落札者の決定方法

(1) 入札期間の終了後、四日市市は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最高の価格で入札した者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のIDを落札者の氏名(名称)とみなす。

(2) 落札者のID及び落札価格については、売却システム上において、一定期間公開する。

9. 契約及び契約保証金に関する事項

(1) 売買契約の締結

落札者は、令和7年10月30日(木)までに売買契約を締結しなければならない。

(2) 売却金額

落札者が入札した金額を売却金額とする。売却金額は消費税及び地方消費税を含む。

(3) 契約保証金

契約保証金は、落札者の入札保証金を充当するものとする。

10. 売払代金の納入

落札者は、売買契約締結後、四日市市が発行する納入通知書により契約金額から契約保証金を差し引いた金額を令和7年11月4日（火）までに納付しなければならない。

11. 売払物件の引渡し

(1) 売払物件の所有権は、売払代金の納付が完了した時点で落札者に移転し、現状のまま引き渡すものとする。

(2) 売払物件の引渡し、登録等に伴う一切費用は、落札者の負担とする。

12. その他

(1) 売却財産は経年による劣化、使用によるキズ及び不具合が複数箇所あるので、充分理解したうえで入札すること。また、四日市市は契約不適合責任を負わない。

(2) 問い合わせ先

〒510-8601

四日市市諏訪町 1-5

四日市市役所 総務部 調達契約課 調達係

電話 059-354-8124

E-mail choutatsu@city.yokkaiichi.mie.jp